

# 兵庫県公報

平成24年6月14日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（広域行政課）	1
○ 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（財政課）	3
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）	3
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
○ 魚介類行商条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	4

## 公布された法令のあらまし

### ●法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等により、新設特定道路の構造及び新設特定公園施設の設置に関する基準並びに道路標識の寸法を条例で定めるとされたこと、ガス用品の販売事業者等に対する報告の徴収、立入検査等の事務をその事業場の所在地の市長が行うものとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

### ●関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（条例第29号）

財団法人兵庫県園芸・公園協会が公益認定を受け、その名称が改められたことに伴い、字句の整理を行うこととした。

### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

環境の保全と創造に関する条例で定める市街化区域内の建築物及びその敷地の緑化を義務付ける措置、建築物に係る環境への負荷を低減するための措置等について、これらの措置と同等の内容を規定する条例が神戸市において制定され、環境の保全と創造に関する条例のこれらの措置を定める規定を神戸市の区域に適用しないこととするに伴い、これらの措置に係る事務について神戸市が処理することとしている事務から除外することとした。

### ●職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

東日本大震災に伴い設定された避難指示区域の見直しが行われたこと等を踏まえ、東日本大震災に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当の特例について所要の整備を行うこととした。

### ●魚介類行商条例の一部を改正する条例（条例第32号）

外国人登録法が廃止されることに伴い、行商人が死亡したときの手続について、所要の整備を行うこととした。

## 条 例

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第28号

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部改正)

第1条 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条—第23条」に、「第22条・第23条」を「第24条・第25条」に、「第24条—第26条」を「第26条—第29条」に改める。

第26条を第29条とし、同条の前に次の1条を加える。

(県道に設ける道路標識の寸法)

第28条 法第45条第3項の規定による条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第2備考一の(二)の1から8まで、(五)の1から7まで並びに8の(1)及び(2)並びに備考二の(二)に定める寸法（県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）に係る寸法に限る。）とする。この場合において、同表備考一の(五)の2ただし書中「これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大すること」とあるのは、「文字の大きさを1.25倍、1.5倍、2倍、2.5倍若しくは3倍にそれぞれ拡大すること又は文字の縦寸法若しくは横寸法を5分の4まで縮小すること」とする。

第25条を第27条とし、第24条を第26条とする。

第6章第1節中第23条を第25条とし、第22条を第24条とする。

第21条に見出しとして「(信号機等の基準)」を付し、同条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」を「法」に改め、第5章中同条を第23条とし、同条の前に次の2条を加える。

(新設特定道路の構造の基準)

第21条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この章において「法」という。）第10条第1項の規定による条例で定める新設特定道路の構造の基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）で定める基準（福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）第13条第1項に規定する特定施設整備基準（以下この章において「特定施設整備基準」という。）が同令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。

(新設特定公園施設の設置の基準)

第22条 法第13条第1項の規定による条例で定める新設特定公園施設の設置の基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）で定める基準（特定施設整備基準が同令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。

附則第3項中「附則第23条」の右に「(第1号を除く。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間（次の表の1の項に掲げる病院にあっては、同日までの間であって、医療法施行規則（以下この項において「省令」という。）第51条の転換が完了するまでの間）における同表の第1欄に掲げる病院又は診療所に係る同表の第2欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 省令第52条第1項の規定による届出がなされた病院	第8条	第19条第2項	第19条第2項（第2号及び第3号を除く。）
		並びに第21条	、第21条並びに第52条第5項及び第6項並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第22条
2 省令第53条の規定による届出がなされた病院	第8条	第19条第2項	第19条第2項（第2号及び第3号を除く。）
		並びに第21条	、第21条並びに第53条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第22条

3 省令第54条の規定による届出がなされた診療所	第9条	第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4	第21条の2第4項、第21条の4及び第54条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第23条(第1号を除く。)
4 省令第55条の規定による届出がなされた診療所	第9条	第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4	第21条の2第4項、第21条の4及び第55条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第23条(第1号及び第2号を除く。)

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表27の部、41の部及び57の部中「各市町」を「各町」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第1条中法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例附則第3項の改正規定及び同条例附則に1項を加える改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例附則第4項の規定は、平成24年4月1日から適用する。



関連法人事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第29号

関連法人事業基金条例の一部を改正する条例

関連法人事業基金条例(平成19年兵庫県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表緑化基金の項及び淡路花博記念事業基金の項中「財団法人兵庫県園芸・公園協会」を「公益財団法人兵庫県園芸・公園協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第30号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表82の部(21)の項ウ中「事務」の右に「(条例第118条の2第2項及び第3項の届出の例による通知に係るものに限る。)」を加え、同項中「神戸市、」を削り、同部(23)の項中「神戸市、」を削る。

附 則

この条例は、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例(平成24年3月神戸市条例第45号)の施行の日から施行する。



職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第31号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「次に掲げる特殊現場における作業」を「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域における作業で規則で定めるもの」に改め、同項各号を削る。

附則第7項中「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該作業」を「作業」に、「当該各号に」を「13,300円(当該作業が心身に著しい負担を与える作業である場合にあっては、40,000円)を超えない範囲内において規則で」に改め、同項各号を削る。

附則第8項及び第9項を削る。

附則第10項中「附則第7項第1号の規定により知事が定めることとされた額を定め、又は改正するとき」を「次に掲げる場合において」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 附則第6項の規定により規則で定めることとされた作業を定め、又は改正する場合
- (2) 前項の規定により規則で定めることとされた額を定め、又は改正する場合

附則第10項を附則第8項とする。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「次の各号に掲げる作業」を「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域における作業で公安委員会規則で定めるもの」に、「当該各号に掲げる額」を「1日につき13,300円(心身に著しい負担を与える作業に従事した場合においては、40,000円)」に改め、同項各号を削る。

附則第8項及び第9項を削る。

附則第10項中「附則第7項各号に掲げる作業に」を「前項に規定する作業に」に、「附則第7項各号に掲げる作業」を「附則第7項に規定する作業」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第11項中「公安委員会が附則第5項若しくは第6項の規定により読み替えて適用する第2条第1項又は附則第7項若しくは第9項の規定により公安委員会規則で定めることとされた額を定め、又は改正するとき」を「次に掲げる場合について」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公安委員会が附則第5項若しくは第6項の規定により読み替えて適用する第2条第1項又は附則第7項の規定により公安委員会規則で定めることとされた額を定め、又は改正する場合
- (2) 公安委員会が附則第7項の規定により公安委員会規則で定めることとされた作業を定め、又は改正する場合

附則第11項を附則第9項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



魚介類行商条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第32号

魚介類行商条例の一部を改正する条例

魚介類行商条例(昭和39年兵庫県条例第61号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第13条第2号中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。